

6

土壌汚染対策法がよく分

1 特定有害物質

土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質のことです。鉛や砒素等が土壌汚染対策法施行令で定められています。

現在26物質が指定されています(23ページ「⑧関係資料」参照)。

2 土壌汚染状況調査等

10、11ページで説明したきっかけで行われる下表(1)～(3)の調査を土壌汚染状況調査といいます。その他、下表の(4)の調査を含めて、土壌汚染状況調査等といい、すべて環境大臣又は都道府県知事の指定する調査会社である指定調査機関によって行われなければなりません。

(1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設のある工場又は事業場の敷地で行われる土壌汚染の調査(法第3条第1項)

(2) 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合に行われる土壌汚染の調査(法第4条第3項)

(3) 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地で行われる土壌汚染の調査(法第5条)

(4) 搬出しようとする土壌の調査(法第16条第1項)

(注) 法第4条第2項により結果が提出される調査も土壌汚染状況調査となります。

3 指定調査機関

土壌汚染状況調査等を行うために環境大臣又は都道府県知事によって指定された調査機関のことをいいます。指定にあたっては、調査等の業務を適確かつ円滑に進めるのに必要な経済的基盤及び技術的能力を有することや土壌汚染対策法で定める欠格要件に該当しないことが求められます。指定調査機関については、以下の環境省ホームページから地域別などで検索することができます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

4 技術管理者

技術管理者とは、土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者のことです。平成21年の改正法により、指定調査機関は技術管理者を選任し、配置することが義務付けられています。

技術管理者になるためには、一定の実務経験等と国家試験に合格する必要があります。試験に関する詳細な情報は、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam.html>

かる10の言葉

5 指示措置と指示措置等

指示措置とは、要措置区域の指定があった場合に、その土地の所有者等（又は汚染原因者）に対して、都道府県知事等が指示する措置のことです。指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるものを併せて指示措置等といいます。

土地の所有者等が汚染原因者に代わって指示措置等を行った場合、その措置等に要した費用を、指示措置に要する費用の限度まで請求することができます。

6 台帳

都道府県知事等は、要措置区域及び形質変更時要届出区域が指定された場合又はこれらの区域指定が解除された場合、それぞれの区域の情報が記載された台帳を作成し、管理することになります。

7 汚染土壌

土壌汚染対策法上、汚染土壌とされているのは、要措置区域等内の土地の土壌で、搬出しようとする土壌の調査（法第16条第1項）によって基準に適合した土壌の証明がなされたもの以外を指します。つまり、要措置区域等に指定されていない土地において、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが判明した土地の土壌は、法上の汚染土壌とはされません。しかし、要措置区域等外の土地の土壌も汚染が判明している場合には、法に準じた取扱いをすることが望ましく、搬出時の取扱いなどについては、都道府県知事等にご相談ください。



8 区域の指定の解除

要措置区域等の指定は、それぞれ、区域に指定された際の指定の事由がなくなったときに解除されます。形質変更時要届出区域の指定が解除されるには、基準に適合しない土壌が区域内に存在しなくなる必要があります、汚染の除去等の措置として、土壌汚染の除去を実施した場合に区域の指定が解除されることになります。

9 管理票

汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、運搬又は処理が適正になされたかどうかを後から確認できるよう、管理票の使用及び保存が義務付けられています。

また、管理票の保存については書面による保存か電磁的記録による保存かのいずれかの保存が可能です。管理票の詳細は、環境省・(公財)日本環境協会作成の「搬出汚染土壌の管理票のしくみ」をご覧ください。

10 汚染土壌処理業

要措置区域等外で、汚染土壌の処理の事業を行う場合は、汚染土壌処理業の許可が必要です。この許可を得ずに汚染土壌の処理を行った場合には、罰則があります。許可を得るためには、基準（汚染土壌処理施設と申請者の能力が汚染土壌の処理を適正に、かつ、継続して行うこと、申請者が欠格要件に該当しないこと）に適合する必要があります。詳細は、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

